

総務文教常任委員会

3月定例会で本委員会に五條市立認定こども園の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について等の6議案が付託され、審査の結果、全員一致で可決すべきものと決定しました。

委員会での質疑内容の一部を抜粋してお知らせします。

また、付託議案の審査終了後、当局から五條市地域公共交通計画の策定についての報告がありました。

五條市立認定こども園の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

委員 統廃合により校医師、校歯科医師の人数が減ることになるが、医師の選定方法は。

答弁 五條市医師会と教育委員会事務局で協議し、適正な医師の配置を行っている。

委員 報酬等は。

答弁 校医師、保育所嘱託医等を合わせて全体で医師が3人、歯科医師が5人減員となることにより、84万2千円の減額となる。

五條市立中央公民館条例等の一部改正について

(公の施設の管理について、本条例の本則において指定管理者が行うと定めており、市が直営管理できる場合については、本条例の附則において指定管理者の指定を取り消した場合等限定的に定めているものについて、市の管理権限を明確にし、本条例の本則において市が直営管理もできるよう改正するため。)

委員 本条例可決後における中央公民館の管理等は。

答弁 令和4年4月1日から市の直営管理となるが、早期に指定管理者を指定するため、令和4年3月4日から公募を行っている。

委員 条例を改正する必要性は。

答弁 附則で、指定管理者を取り消した場合や、指定管理者が解散した場合、市が直営管理を行うことができるようになっており、本則で定めることにより、管理権限を明確にするためである。また、現在の指定管理期間が終了すれば令和4年4月1日以降、指定管理者が決定するまで休館となることも想定できるため、本条例を改正させていた

五條市立西吉野コミュニティセンター条例の一部改正について

(指定管理者に係る規定の見直し並びに管理運営費の節減及び利用の効率化を図るため、本条例の一部を改正するものである。)

委員 令和3年12月定例会において、利用団体に説明は行っていないとの答弁であったが、それ以降、利用団体への説明は行ったのか。

答弁 7団体に趣旨説明を行い、御理解をいただき承諾を得た。

委員 説明を行ったときにどのような意見があったのか。

答弁 休館日については条例第8条により、市長が承認を行った場合は開館させていただくことを説明した。また、意見については、今までもおりそのような場合は開館していただければ構わないというところで御理解をいただいた。

令和3年度五條市一般会計補正予算(第12号)議定について(ふるさと五條市応援寄附金業務経費等)

委員 公共交通車両感染防止対策費補助金の内容は。

答弁 県の補助制度を活用し、事業執行される市内の交通事業者が所有するバス車両17台及びタクシー

1車両26台の合計43台を、事業者が抗菌コーティング剤を噴霧し抗菌処理を行う事業に対し、事業者負担の一部を市が補助するものである。

委員 土地・家屋台帳ファイリングシステム構築業務委託料とは。

答弁 現在、土地台帳約280冊及び家屋台帳約70冊が紙媒体で保存されているが、劣化が進んでおり各台帳を電子情報化し、検索機能をつけて閲覧の用に供することができるようになる。

委員 今後紙媒体を使用しているものについて計画的に電子化を進めていくのか。

答弁 計画的に進めていく必要があり、全庁的に取り組んでまいりたい。



総務文教常任委員会委員(上段左から、養田委員、窪委員、岩本委員、谷委員、下段左から藤富委員長、大谷副委員長)